

「速旅 富士見パノラマリゾート入笠山ハイキングドライブプラン2025」に係る

速旅商品券類付ドライブプラン 共通規約別表

「速旅 富士見パノラマリゾート入笠山ハイキングドライブプラン2025」のご利用においては、速旅商品券類付ドライブプラン共通規約とともに、以下の別表1から別表12までが適用されます。

別表1：商品券類の内容

名称	富士見パノラマリゾート ギンドラ往復乗車券＋施設利用券
額面	ギンドラ往復乗車券（大人2名：4,800円）＋施設利用券2,000円分（500円券×4枚）
販売価格	6,200円
券構成	ギンドラ往復乗車券（大人2枚）＋施設利用券2,000円分（500円券×4枚）
発行者	一般社団法人 富士見パノラマリゾート
有効期限	引換当日限り有効
使用方法	別表5の引換窓口において、実券の発行に替えて枚数分の人数の利用を許可する。申込確認書に記載された人数を超える分のリフト券の購入を求めた場合、一般社団法人富士見パノラマリゾートは、本プランの申込1件につき3名までについては、特別割引価格（大人：2,200円、子供（小学生）：1,100円）で販売することとし、その料金は申込者から直接収受することとする。 施設利用券はレストランおよび売店でご利用できます。 【レストラン営業時間】9:30（土日祝9:00）～17:00 ※ラストオーダー 16:30 【売店営業時間】 8:15～17:00

別表2 商品券類利用可能施設

利用対象施設名	富士見パノラマリゾート
---------	-------------

別表3：本プランの利用可能期間

利用可能期間	2025年6月1日（日） ～ 2025年11月21日（金）
--------	-------------------------------

別表4：本プランの申込期限

申込期限	本プランの出発日当日の最初の出口インターチェンジを通過するまで
------	---------------------------------

別表5：商品券の引換場所

施設名称	住所	引換対応時間
富士見パノラマリゾート チケット販売窓口	長野県諏訪郡 富士見町富士見 6666-703	ギンドラ営業開始の15分前より引換可能 ◇ギンドラ営業時間 【6/1～10/31】 8:30～16:00（下り最終16:30） 【11/1～11/21】 8:30～15:30（下り最終16:00） ○雲海ギンドラ（10/4～11/21の土・日・祝日） 5:30 運行開始

別表 6：商品券の引換方法

申込確認書の媒体	商品券の引換方法
インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面	別表 5 に記載の引換場所において左記媒体による申込確認書を提示し係員の指示に従い左記媒体において引換番号（6桁）を入力し画面認証を行います。 申込確認書の提示のみでは商品券を引換することができません。 左記媒体の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等による場合でも、申込確認書の確認及び画面認証が行えない場合は、商品券を引換することができません。

別表 7：発着付き周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	発着エリア 番号	周遊エリア 番号	料金 （普通車）	料金 （軽自動車等）	高速道路 定額利用期間	施設利用日 （注 1）
ゴンドラ往復乗車券 （大人 2 名） ＋ 施設利用券（2,000 円分） ①-A <発着付き> 首都圏⇒諏訪・焼津・ 島田金谷 周遊プラン 3 日間	①	A	<u>11,600 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 5,400 円 [乗車券等] 6,200 円	<u>10,500 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 4,300 円 [乗車券等] 6,200 円	お客さまが 指定する利用 開始日から連続する 最大 3 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日
ゴンドラ往復乗車券 （大人 2 名） ＋ 施設利用券（2,000 円分） ②-E <発着付き> 中京圏⇒安曇野・静岡 西部 周遊プラン 2 日間	②	E	<u>11,700 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 5,500 円 [乗車券等] 6,200 円	<u>10,600 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 4,400 円 [乗車券等] 6,200 円	お客さまが 指定する利用 開始日から連続する 最大 2 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日
ゴンドラ往復乗車券 （大人 2 名） ＋ 施設利用券（2,000 円分） ③-F <発着付き> 首都圏（関越道経由）⇒ 長野県内 周遊プラン 2 日間	③	F	<u>13,700 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 7,500 円 [乗車券等] 6,200 円	<u>12,200 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 6,000 円 [乗車券等] 6,200 円	お客さまが 指定する利用 開始日から連続する 最大 2 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日
ゴンドラ往復乗車券 （大人 2 名） ＋ 施設利用券（2,000 円分） ③-F <発着付き> 首都圏（関越道経由）⇒ 長野県内 周遊プラン 3 日間			<u>14,700 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 8,500 円 [乗車券等] 6,200 円	<u>12,700 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 6,500 円 [乗車券等] 6,200 円	お客さまが 指定する利用 開始日から連続する 最大 3 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日

注 1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く。

別表 8：周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	周遊エリア 番号	料金（普通車）	料金（軽自動車 等）	高速道路 定額利用日	施設利用日 （注 1）
ゴンドラ往復乗車券 （大人 2 名） ＋ 施設利用券（2,000 円 分） B＜発着なし＞ 諏訪・焼津・島田金谷 周遊プラン 3 日間	B	<u>11,300 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 5,100 円 [乗車券等] 6,200 円	<u>10,200 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 4,000 円 [乗車券等] 6,200 円	お客さまが指 定する利用開 始日から 連続する 最大 3 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日
ゴンドラ往復乗車券 （大人 2 名） ＋ 施設利用券（2,000 円 分） C＜発着なし＞ 八王子・諏訪周遊プラン 3 日間	C	<u>10,100 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 3,900 円 [乗車券等] 6,200 円	<u>9,300 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 3,100 円 [乗車券等] 6,200 円	お客さまが指 定する利用開 始日から 連続する 最大 3 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日
ゴンドラ往復乗車券 （大人 2 名） ＋ 施設利用券（2,000 円 分） D＜発着なし＞ 諏訪・静岡周遊プラン 2 日間	D	<u>10,000 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 3,800 円 [乗車券等] 6,200 円	<u>9,200 円</u> （内訳） [高速定額利用分] 3,000 円 [乗車券等] 6,200 円	お客さまが指 定する利用開 始日から 連続する 最大 2 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日

注 1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く。

別表 9：高速定額利用（発着エリア）

記号	対象路線	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)
	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC
②	東名高速道路	豊川 IC、音羽蒲郡 IC、岡崎 IC、豊田上郷スマート IC、豊田 IC、東名三好 IC、長久手 IC(※2)、名古屋 IC(※3)、守山スマート IC、春日井 IC、小牧 IC(※4)
	新東名高速道路	新城 IC、岡崎東 IC
	伊勢湾岸自動車道	豊田東 IC、豊田南 IC、刈谷スマート IC、豊明 IC、名古屋南 JCT(※5)、大府 IC、東海 IC/JCT(※4)、名港潮見 IC、名港中央 IC、飛島 IC/JCT(※3)
	名神高速道路	小牧 IC(※4)、一宮 IC(※4)、岐阜羽島 IC
	中央自動車道	小牧東 IC、多治見 IC、土岐 IC
	東海北陸自動車道	一宮稲沢北 IC、一宮西 IC、尾西 IC、一宮木曽川 IC、岐阜各務原 IC、関 IC、美濃 IC
	東海環状自動車道	豊田松平 IC、鞍ヶ池スマート IC、豊田勘八 IC、豊田藤岡 IC、せと赤津 IC、せと品野 IC、土岐南多治見 IC、五斗蔭スマート IC、可児御嵩 IC、美濃加茂 IC、富加関 IC、関広見 IC
③	常磐自動車道	三郷 IC/JCT(※1)、三郷料金所スマート IC、流山 IC、柏 IC、谷和原 IC、谷田部 IC、桜土浦 IC
	東北自動車道	川口 JCT(※1)、浦和 IC、岩槻 IC、蓮田スマート IC、久喜 IC、加須 IC、羽生 IC

	関越自動車道	練馬 IC、大泉 JCT(※1)、所沢 IC、三芳スマート IC、川越 IC、鶴ヶ島 IC、坂戸西スマート IC、東松山 IC、嵐山小川 IC、花園 IC
	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC、八王子 IC、相模湖東 IC、相模湖 IC
	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)、横浜町田 IC、綾瀬スマート IC、厚木 IC、秦野中井 IC、大井松田 IC
	新東名高速道路	厚木南 IC、伊勢原大山 IC、秦野丹沢スマート IC、新秦野 IC
	首都圏中央連絡自動車道	つくば牛久 IC、つくば中央 IC、つくば西スマート IC、常総 IC、坂東 IC、境古河 IC、五霞 IC、幸手 IC、白岡菖蒲 IC、桶川加納 IC、桶川北本 IC、川島 IC、坂戸 IC、圏央鶴ヶ島 IC、狭山日高 IC、入間 IC、青梅 IC、日の出 IC、あきる野 IC、八王子西 IC、高尾山 IC、相模原 IC、相模原愛川 IC、厚木 PA スマート IC、圏央厚木 IC、海老名 IC、寒川北 IC、寒川南 IC
	新湘南バイパス	茅ヶ崎海岸 IC、茅ヶ崎西 IC、藤沢 IC

※1 三郷 JCT と川口 JCT、大泉 JCT、高井戸 IC、東京 IC、横浜青葉 IC/JCT は、首都高速道路や東京外環自動車道からも連続した走行でご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路や東京外環自動車道の料金が必要です（復路も同様）。

※2 名古屋瀬戸道路の長久手 IC から連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋瀬戸道路の通行料金が必要です（復路も同様）。

※3 名古屋 IC、飛島 IC/JCT では、名二環からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環の通行料金が必要です（復路も同様）。

※4 小牧 IC、東海 IC/JCT 及び一宮 IC では、名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋高速道路の通行料金が必要です（復路も同様）。

※5 名古屋南 JCT では、名二環又は名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環又は名古屋高速道路の通行料金が必要です（復路も同様）。なお、名古屋南 IC はご利用になれません。

別表１０：高速定額利用（周遊エリア）

記号	区間
A	・ 東名高速道路（横浜町田 IC～焼津 IC） ・ 新東名高速道路（海老名南 JCT～新秦野 IC、新御殿場 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT） ・ 中央自動車道（八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪 IC） ・ 首都圏中央連絡自動車道（八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT） ・ 中部横断自動車道（新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT） ・ 小田原厚木道路（全線） ・ 西湘バイパス（全線） ・ 新湘南バイパス（全線） ・ 東富士五湖道路（全線）
B	・ 東名高速道路（横浜町田 IC～焼津 IC） ・ 新東名高速道路（海老名南 JCT～新秦野 IC、新御殿場 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT） ・ 中央自動車道（八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪 IC） ・ 首都圏中央連絡自動車道（八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT） ・ 中部横断自動車道（新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT） ・ 小田原厚木道路（全線） ・ 西湘バイパス（全線） ・ 新湘南バイパス（全線） ・ 東富士五湖道路（全線）
C	・ 中央自動車道（八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪 IC） ・ 首都圏中央連絡自動車道（八王子西 IC～相模原愛川 IC） ・ 中部横断自動車道（六郷 IC～双葉 JCT） ・ 東富士五湖道路（全線）
D	・ 東名高速道路（富士 IC～焼津 IC） ・ 新東名高速道路（新富士 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT） ・ 中央自動車道（甲府南 IC～諏訪 IC） ・ 中部横断自動車道（新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT）
E	・ 東名高速道路（富士 IC～三ヶ日 JCT） ・ 新東名高速道路（新富士 IC～三ヶ日 JCT、清水 JCT～新清水 JCT） ・ 中央自動車道（甲府南 IC～瑞浪 IC） ・ 長野自動車道（岡谷 JCT～安曇野 IC） ・ 中部横断自動車道（新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT）
F	・ 中央自動車道（諏訪南 IC～中津川 IC） ・ 長野自動車道（岡谷 JCT～更埴 JCT） ・ 上信越自動車道（碓氷軽井沢 IC～信濃町 IC）

別表１１：商品券を利用しなかった場合の代替商品の発送に関する事項

代替商品の内容	配送費用の負担	申し出の有効期間	商品券発行者が指定する 発送者
別表１に定める商品券類 （有効期限は２０２６年１０月 ３１日までとし、乗車券等の使用は グリーンシーズンに限る）	申込者負担	施設利用日から３カ月間	なし

別表１２：申込者の個人情報を提供する先として指定する者

指定者	別表２に定める商品券類利用可能施設
-----	-------------------